

横浜市駐車場条例取扱基準の一部改正（令和 8 年 9 月 1 日施行） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準） 第 2 条の 2 条例第 4 条の 2 ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が 1,000 平方メートル未満の場合とする。	（荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準） 第 2 条の 2 条例第 4 条の 2 ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地面積が 1,000 平方メートル未満の場合とする。
（附置義務駐車施設等を設置できる範囲） 第 11 条 条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定により駐車施設等を附置する者は、その敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。	（附置義務駐車施設等を設置できる範囲） 第 3 条 条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定により駐車施設等を附置する者は、同条の規定を受ける建築物の敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、同条の規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。
	<u>（附置義務駐車施設等の設置等の届出）</u> 第 4 条 条例施行規則第 6 条に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、附置義務駐車施設等設置（変更）届出書（第 1 号様式）に掲げるものとする。
<u>（建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例）</u> 第 3 条 条例第 10 条第 1 項に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合とは、次の各号の一に該当するものとする。 (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 に規定する地区計画等、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 12 条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第 4 条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称する。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図 1 に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が 2 以上の道路に接する場合において別図 1 に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。） (2) 地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているものうち、別図 2 に定める区域内で当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合 (3) 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合 (4) 自動車用の出口及び入口の位置が横浜市駐車場条例施行規則第 5 条第 1 項、同条第 2 項又はその他の関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合 (5) 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入り	（削除）

<u>が不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車施設等を設けることが好ましくない場合</u> <u>(6) 敷地が 500 平方メートル未満、かつ駐車施設の附置義務台数が 5 台以下の場合</u> <u>(7) その他市長が特にやむを得ないと認める場合</u>	
(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の<u>設置</u>基準) 第 5 条 敷地外駐車施設等<u>の設置について</u>は、次の各号の一に該当するものとする。<u>ただし、敷地外駐車施設等は、車いす使用者のための駐車施設を除くものとする。</u> (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）第 15 条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの	(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の基準) 第 5 条 <u>条例第 10 条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項の規定により設ける</u>敷地外駐車施設等は、次の各号の一に該当するものとする。 (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）第 15 条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの <u>2 前項の規定にかかわらず車椅子使用者のための駐車施設は敷地外に設けることはできない。</u>
(敷地外駐車施設等の維持) 第 6 条 前条第 2 号及び第 3 号に規定する<u>敷地外駐車施設等のうち</u>正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。 2 条例第 10 条<u>第 5 項</u>に規定する<u>敷地外駐車施設等</u>の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合<u>について</u>は、敷地外駐車施設等の維持の責任を継承するものとする。	(敷地外駐車施設等の維持<u>管理</u>) 第 6 条 前条<u>第 1 項</u>第 2 号及び第 3 号に規定する正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。 2 <u>条例第 10 条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項に係る</u>条例第 10 条<u>第 7 項</u>に規定する<u>市長</u>の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合は、<u>変更後の所有者は、当該承認に係る</u>敷地外駐車施設等の維持<u>管理</u>の責任を継承するものとする。
(敷地外駐車施設等の表示) <u>第 10 条</u> 条例第 10 条第 1 項<u>に規定する</u>敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第 10 条第 1 項に該当する建築物である旨を記載した板（<u>別記</u>様式）を表示するものとする。 2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。	(敷地外駐車施設等の表示) <u>第 7 条</u> 条例第 10 条第 1 項<u>の規定により</u>敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定の適用を受ける建築物の<u>敷地内</u>の見やすい箇所に、条例第 10 条第 1 項に該当する建築物である旨を記載した板（<u>第 2 号</u>様式）を表示するものとする。 2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。
(駐車施設等の<u>附置</u>の特例に関する基準) <u>第 4 条</u> 条例第 10 条第 2 項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね 300 メートル以内とする。	(駐車施設等の<u>共同化</u>の特例に関する基準) <u>第 8 条</u> 条例第 10 条第 2 項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね 300 メートル以内とする。
(新設)	<u>(利用実態による附置義務台数の特例の基準)</u> <u>第 9 条 条例第 10 条第 4 項に規定する市長が認める限度の駐車台数（以下「控除台数」という。）を控除した駐車台数（以下「控除後の附置義務台数」という。）は、当該規定の適用に係る同条第 7 項の承認の申請の日から遡って 15 か月以内の任意の 1 年間において駐車施設等が最も利用された日時における駐車台数を下回らない台数とする。</u>

(新設)	<u>(利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用要件)</u> <u>第 10 条 条例第 10 条第 5 項に規定する市長が別に定める要件は、当該規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けようとする建築物の用途の一部又は全部に同条第 4 項の規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けた除却前の建築物の用途を含むこととする。</u>
(新設)	<u>(利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用台数の基準)</u> <u>第 11 条 条例第 10 条第 5 項に規定する市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数は、同項の規定に係る同条第 7 項の承認を受けようとする建築物（以下「新築する建築物」という。）において附置しなければならない駐車台数から除却前の建築物における控除台数（複数の用途による建築物にあっては、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分ごとに算定した場合における当該部分ごとの控除台数の合計）を控除した台数を下回らない台数とする。</u> <u>2 前項の市長が認める限度の駐車台数は、新築する建築物（複数の用途による建築物にあっては、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分。以下この条において同じ。）において条例第 10 条第 4 項の規定に係る同条第 7 項の承認を受けたときから床面積の減少がある場合は、新築する建築物において附置しなければならない駐車台数から除却前の建築物における控除後の附置義務台数を控除した台数とする。</u> <u>3 前 2 項の規定は、新築する建築物において附置しなければならない駐車台数が除却前の建築物における控除後の附置義務台数を下回る新築する建築物については適用しない。</u>
(新設)	<u>(附置の特例の承認その他の承認に係る申請等)</u> <u>第 12 条 条例施行規則第 7 条第 1 項に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、次の各号のとおりとする。</u> <u>(1) 条例第 10 条第 1 項から第 3 項又は第 6 項による特例に関するものは、敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書（第 3 号様式）に記載し、及び掲げるものとする。</u> <u>(2) 条例第 10 条第 4 項による特例に関するものは、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書（第 4 号様式）に記載し、及び掲げるものとする。</u> <u>(3) 条例第 10 条第 5 項による特例に関するものは、利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書（第 5 号様式）に記載し、及び掲げるものとする。</u> <u>2 条例施行規則第 7 条第 2 項に規定する書面は、次の各号のとおりとする。</u> <u>(1) 条例第 10 条第 1 項に係る書面は、敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認・不承認通知書（第 6 号様式）とする。</u> <u>(2) 条例第 10 条第 4 項に係る書面は、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認・不承認通知書（第 7 号様式）とする。</u> <u>(3) 条例第 10 条第 5 項に係る書面は、利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認・不承認通知書（第 8 号様式）とする。</u> <u>3 条例施行規則第 7 条第 3 項に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認</u>

	<u>める図書は、駐車施設等の構造承認等申請書（第 9 号様式）に記載し、及び掲げるものとする。</u> <u>4 条例施行規則第 7 条第 4 項に規定する書面は、駐車施設等の構造承認等・不承認等通知書（第 10 号様式）とする。</u>
（特殊な装置を用いる駐車施設等の特例） <u>第 7 条</u> （本文省略）	（特殊な装置を用いる駐車施設等の特例） <u>第 13 条</u> （本文省略）
（自動車用の出口及び入口） <u>第 8 条</u> <u>自動車用</u>の出口及び入口は、<u>その</u>敷地が 2 以上の道路に接する場合には、そのうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。	（自動車用の出口及び入口） <u>第 14 条</u> <u>条例第 11 条第 6 項に基づき条例施行規則第 4 条で規定する駐車施設等</u>の出口及び入口は、<u>条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定を受ける建築物の</u>敷地が 2 以上の道路に接する場合には、そのうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。
（警報装置） <u>第 9 条</u> （本文省略）	（警報装置） <u>第 15 条</u> （本文省略）
（新設）	<u>（定期報告の時期）</u> <u>第 16 条</u> <u>条例第 12 条の 2 に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 初年度 条例第 10 条第 7 項の規定による承認を受けた建築物の工事の完了日</u> <u>（2） 前号の翌年度以降 12 月末日</u>
（新設）	<u>（定期報告書）</u> <u>第 17 条</u> <u>条例第 12 条の 2 の規定による報告は、定期報告書（第 11 号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して行うものとする。</u>
（新設）	<u>（実績報告の時期）</u> <u>第 18 条</u> <u>条例第 12 条の 3 に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 1 回目 条例第 10 条第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けて市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とした後に当該駐車施設等の供用を開始した日から起算して 15 か月を経過する日</u> <u>（2） 2 回目以降 前年の報告に係る期限の日から起算して 12 か月を経過する日</u>
（新設）	<u>（実績報告書）</u> <u>第 19 条</u> <u>条例第 12 条の 3 の規定による報告は、実績報告書（第 12 号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して行うものとする。</u>
<u>別図 1</u> <u>（図省略）</u>	（削除）
<u>別図 2</u> <u>（図省略）</u>	（削除）

(新設)	<u>第 1 号様式（第 4 条）</u> <u>附置義務駐車施設等設置（変更）届出書</u>
<u>別記様式（取扱基準第 10 条）</u> 敷地外駐車施設等の表示板	<u>第 2 号様式（第 7 条第 1 項）</u> 敷地外駐車施設等の表示板
(新設)	<u>第 3 号様式（第 12 条第 1 項第 1 号）</u> <u>敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書</u>
(新設)	<u>第 3 号様式別紙</u> <u>駐車施設等使用承諾書</u>
(新設)	<u>第 4 号様式（第 12 条第 1 項第 2 号）</u> <u>利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書</u>
(新設)	<u>第 4 号様式別紙 1</u> <u>駐車施設等利用実態調査結果</u>
(新設)	<u>第 4 号様式別紙 2</u> <u>誓約書</u>
(新設)	<u>第 5 号様式（第 12 条第 1 項第 3 号）</u> <u>利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書</u>
(新設)	<u>第 6 号様式（第 12 条第 2 項第 1 号）</u> <u>敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認・不承認通知書</u>
(新設)	<u>第 7 号様式（第 12 条第 2 項第 2 号）</u> <u>利用実態による附置義務台数特例（変更）承認・不承認通知書</u>
(新設)	<u>第 8 号様式（第 12 条第 2 項第 3 号）</u> <u>利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認・不承認通知書</u>
(新設)	<u>第 9 号様式（第 12 条第 3 項）</u> <u>駐車施設等の構造承認等申請書</u>
(新設)	<u>第 10 号様式（第 12 条第 4 項）</u> <u>駐車施設等の構造承認等・不承認等通知書</u>
(新設)	<u>第 11 号様式（第 17 条）</u> <u>定期報告書</u>
(新設)	<u>第 12 号様式（第 19 条）</u> <u>実績報告書</u>
(新設)	<u>第 12 号様式別紙</u> <u>駐車施設等利用実績調査結果</u>